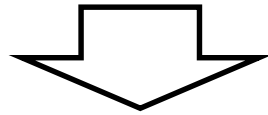


# 国土交通省説明資料

## 道路の占用

- 「道路の占用」とは、道路上に電柱や公衆電話を設置するなど、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用すること



撮影用カメラの三脚を短時間設置する場合等は「道路の占用」に該当しない(許可不要)

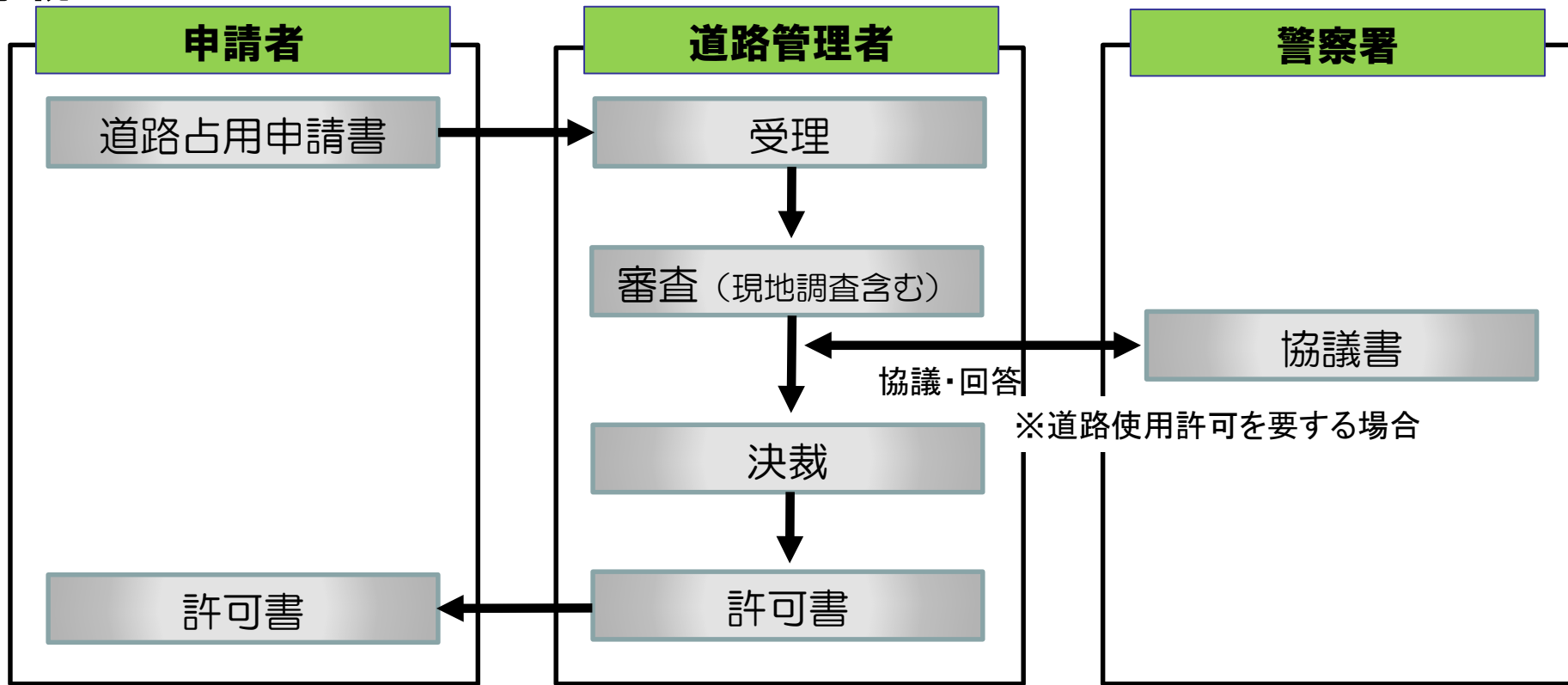
- 「道路の占用」に該当する場合は、道路管理者の許可が必要

## 道路の占用の例

- 電柱、上下水道管、ガスパイプ、公衆電話ボックス
- 鉄道施設
- 地下街、地下通路
- 看板、標識
- オープンカフェ、キオスク

# 道路占用申請の手続

## 手続フロー



### (参考)道路使用許可との一括受付

道路占用許可と道路使用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受付することで手続を簡素化し、負担軽減

## 申請窓口

- 国道 ⇒ 国道事務所  
都道府県又は政令市が管理する国道の場合にはそれぞれの土木事務所
- 都道府県道 ⇒ 都道府県又は政令市の土木事務所
- 市町村道 ⇒ 市町村役場

- 道路空間を活用した地域活動を一層推進するため、平成28年3月、ガイドラインを策定し、地方公共団体に周知するとともにホームページで公表
- 占用許可を要するような撮影についても、本ガイドラインに基づき円滑に許可できるような措置

## 規制改革に関する第3次答申(平成27年6月16日規制改革会議) 規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)

地域の賑わいを創出する目的で、地方公共団体が関与するような公共性の高いイベント等の実施について申請があった場合には、警察及び道路管理者は、その社会的な意義を踏まえ、道路の構造や交通への支障の程度を低減させつつ、安全かつ円滑にイベント等が開催できるよう検討することとしており、また、許可した場合には、イベント等の実施主体と連携して必要な対策を講ずることとしているという弾力的な運用がなされていることを広く周知する。



## 「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」 (平成28年3月国交省道路局)

地域活動の実施に当たって留意すべき「公共性・公益性への配慮」や「地域における合意形成の手法」をとりまとめ、地域活動の円滑化を図るための指針



イベント事業(鳥取市)



オープンカフェ(新宿区)